

事業主の
皆様へ

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金をご活用ください

令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間^(注)に
新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業などにより、
子供の世話をする必要がある労働者^{※2}に、有給休暇^{※3}を取得させた
事業主には労働者に支払った賃金相当額の

10/10 (1人1日当たり最大15,000円)^{※3}が

国から助成されます！

※1 令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業など
をした小学校・保育所などに通う子供、②新型コロナウイルスに感染した子供など、小学校等を休む必要がある子供の
世話を保護者として行うことが必要になった労働者

※2 賃金全額支給の休暇である必要があり、労働基準法上の年次有給休暇を除きます。

※3 対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額×有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。
なお、休暇を取得した時期により上限額が異なります。

(注) **申請には期限があります(必着)**。休暇取得期間が令和3年11月1日～12月31日については令和4年2月28日まで、
令和4年1月1日～3月31日については令和4年5月31日までの申請が必要です。令和3年8月1日～10月31日まで
に取得した休暇に関する申請は、「やむを得ない理由」があると認められる場合のみ令和4年6月30日まで申請可能です。

支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

詳しくは ➡

新型コロナ 休暇支援

検索

年次有給休暇とは別に休暇を付与する必要がありますが、
就業規則などが整備されていない場合でも対象となります。

労働者から労働局にご相談があった場合、労働局から事業主に
制度利用の働きかけ等をさせていただくことがあります。

保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境づくりに、ご協力をお願いします。

お問合せは下記コールセンターまで！

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター

【フリーダイヤル】 **0120-60-3999**

【受付時間】 9時～21時 土日祝日含む

コバトン・
さいたまっち